個人情報の保護条例を制定

62年度一般会計予算は65億7千万円に

議会の動き

3月定例会

昭和63年第1回市議会定例会は、3月9日から24日までの16日間開かれ、25議案と請願2件、発議1件、意見書1件が審議されました。昭和63年度の市長の施政方針演説と、一般会計予算、特別会計予算については、2ページから11ページに掲載しました。

可決された主な議案

●市道の認定及び廃止
新たに十三路線を市道に認定し、一路線を廃止しました。

●字の変更
五月六日から、大字上下諏訪木と戸頭の各一部に住居表示が実施されることに伴い、同日から字の区域が変更され、名称も日の出町と変更されます。

●電子計算組織に係る管理運営及び個人情報の保護に関する条例の制定
行政事務の電算化による個人情報の保護を目的に制定したもので、個人情報の記録事項の制限、電子計算組織の結合の禁止、個人情報の開示などを定めています。

●市税条例の一部改正、都市計画税条例の一部改正
固定資産の評価替えに伴って、本年度分の固定資産税と都市計画税の第一期分の納期を「五月十六日から同三十一日まで」に改正しました。

●国民健康保険税条例の一部改正
不動産を二年以内に譲渡した場合の、超短期譲渡の課税方法を改正しました。

●昭和六十二年度一般会計補正予算（第五号）
歳入歳出にそれぞれ千六百六十万九千円を追加し、予算総額を六十五億七千六百三十八万六千円としました。

今回の補正は、職員退職手当、農地流動化奨励金、地盤沈下対策事業負担金などが主なものです。

●ガス供給条例の一部改正
ガス料金の値下げと、遅収料金の割り増し率を五%から三%に引き下げるなどの改正を行ったものです。

●消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（63年4月1日から）

【消防団員】（年額）

職名	旧	新
団長	5万3千円	5万5千円
副団長	3万3千円	3万5千円
分団長	2万3千円	2万5千円
副分団長	1万7千円	1万8千円
部長	1万4千円	1万5千円
班長	1万円	1万1千円
団員	9千円	1万円

※ラッパ手は2千円（旧1千円）を加えた額

●露店市場管理条例の一部改正
出店許可手数料と出店料が、四月一日から次のように改正されました。

【出店手数料】（一件につき）
常置露店　百円を二百円に
移動露店　五十円を百円に

【出店料】（一件につき）

▽常置露店

区域	間口	旧	新
白根地区	二㍍未満	60円	90円
	二㍍	80円	140円
	三㍍	110円	190円
	四㍍	140円	240円
新飯田・庄瀬地区	二㍍未満	60円	90円
	二㍍	70円	120円
	三㍍	90円	150円
	四㍍	120円	200円

※奥行きは一・八㍍以内

▽移動露店（改正分のみ）

区域	旧	新
新飯田地区	間口一㍍につき60円	間口二㍍ 200円 間口四㍍ 350円 金魚、植木 500円
その他地区	間口一㍍につき50円	間口二㍍ 150円 間口四㍍ 300円 金魚、植木 400円

※奥行きは一・八㍍以内

市長などの給与や報酬を改正

●特別職と教育長の給与改正（63年4月1日から）

職名	旧（月額）	新（月額）
市長	60万円	62万円
助役	47万1千円	48万6千円
収入役	41万8千円	43万3千円
教育長	41万8千円	43万3千円

●市議会議員と非常勤特別職の報酬改正（63年4月1日から）

【市議会議員】

職名	旧（月額）	新（月額）
議長	25万2千円	26万7千円
副議長	20万7千円	22万円
議員	19万1千円	20万1千円

【非常勤特別職】（改正職のみ）

職名	旧（月額）	新（月額）
監査委員	2万円	2万2千円
選挙管理委員会委員	3万2千円	3万5千円
選挙管理委員長	1万2千円	1万3千円
教育委員会委員	1万円	1万1千円
教育委員長	3万円	3万2千円
農業委員会委員	2万3千円	2万4千円
農業委員会会長	3万円	3万2千円
農業委員会委員（会長代理）	2万1千円	2万2千3百円
農業委員会委員	2万円	2万1千円
公平委員会委員	7千円（以下年額）	8千円（以下年額）
固定資産評価審査委員	4千円	5千円
工場誘致委員	4千円	5千円
スポーツ振興審議会委員	4千円	5千円
文化財保護審議会委員	4千円	5千円

審議された主な案件

税抜本改正に関する意見書などを採択

【請願第一号】●国道8号白根バイパス反対に関する請願書＝不採択

【請願第二号】●白根市立中学校条例の一部改正を求める請願書＝採択＝新飯田中学校を独立校として、白根市立中学校条例に位置付けるよう請願したものです。

【意見書第一号】●税制抜本改正に関する意見書＝採択＝①大幅な所得減税を行うこと　②不公平税制の是正を図ること　③減税財源として国民に重圧感を与えるような新税の導入を図らないこと――というものです。

北部分遣所位置図

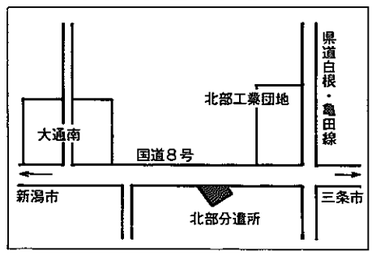

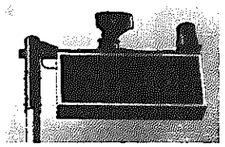

出動灯　出動を容易にするため、国道の出入り口に取り付けました。スイッチを入れると出動灯と赤色回転灯が点灯し、火災のサイレンが鳴ります。協力をお願いします。

消防署北部分遣所がスタート

白根地区消防署では、三月から開所の準備を兼ねて、北部分遣所に職員三人と消防ポンプ車一台を配置してきましたが、四月一日から正式にスタートし、職員四人とポンプ車一台を常駐しています。

同分遣所は、六十一年度の土地取得、六十二年度の庁舎建設、ポンプ車の購入と二年計画で進めたもので、総経費は約九千三百万円。同分遣所の担当区域は、県道白根・亀田線から北側が主体となりますので、大郷、鷲巻、大通地区と、根岸地区の一部、味方村の一部となります。

北部分遣所の発足で、消防署の体制は、本部、中之口、小須戸の一署二分署、一分遣所となりました。

119番通報から出動まで

市内には、白根局（372、373、362）、新飯田局（374）、月潟局（375）、大野局（377、378、379）、南新潟局（280）の五局が入っていますので、緊急の場合「119」をダイヤルすると、受信する消防本部が違い、次の経路で消防ポンプ車や救急車が出動することになります。

なお白根地区消防本部では、二本ある119番の回線を二人で担当し、一本で情報を受け、受けた情報を無線で同時に分署や分遣所、ポンプ車、救急車に指示しています。

【火災】

▽白根局、新飯田局、月潟局の場合＝119番通報は白根地区消防本部で受信し、第一報が入ると同時に本部署員と中ノ口、小須戸の両分署に出動命令を出し、ほとんど同時に出動します。走行中に常に本部と交信し、現地の確認や状況など、より正確な情報を得ながら現場へ直行します。

▽大野局の場合＝119番通報は黒埼町消防本部で受信し、受信しながら同本部から白根の消防本部へ第一報を入れます。白根の本部で第一報を受信し、北部分遣所へ出動命令を出した後の行動は、白根局などの場合と同じです。

▽南新潟局の場合＝119番通報は、新潟市消防本部で受信し以後の行動は大野局の場合と同じです。

【救急の場合】

119番通報を受信する本部も、その後の対応もすべて火災の場合と同じですが、北部分遣所の場合は救急車が配備されていませんので、直接本部から出動します。

北部分遣所の電話番号は362・5100です

白根地区消防署北部分遣所の電話番号は362・5100ですので、ご利用ください。

なお、火災で消防ポンプ車が出動中の場合は、一時的に留守になることがありますのでご理解ください。

火災の問い合わせは、専用電話373・3400へおかけください。